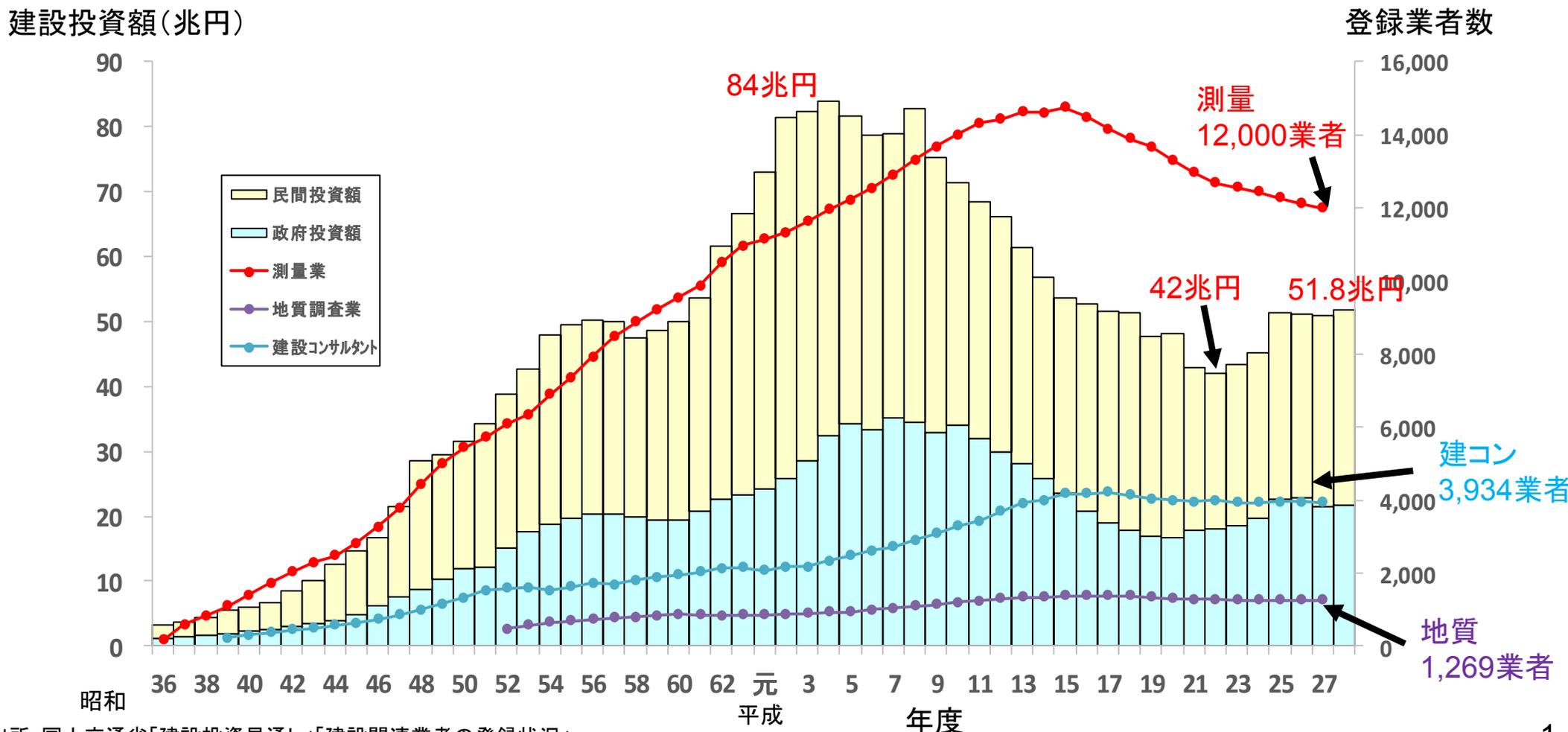


担い手確保・育成について

背景① 調査・設計等分野の登録者数の推移

- 建設投資額は平成4年度の約84兆円から平成22年度の約42兆円まで落ち込んだが、その後増加に転じ、平成28年度は約51.8兆円(ピーク時から約4割減)
- 平成27年度末の測量業登録業者数は12,000業者でピーク時(平成15年度末)から2割近く減少
- 平成27年度末の地質調査業者登録規程に基づく登録者数は1,269業者、建設コンサルタント登録規程に基づく登録者数は3,934業者で、近年は横ばい



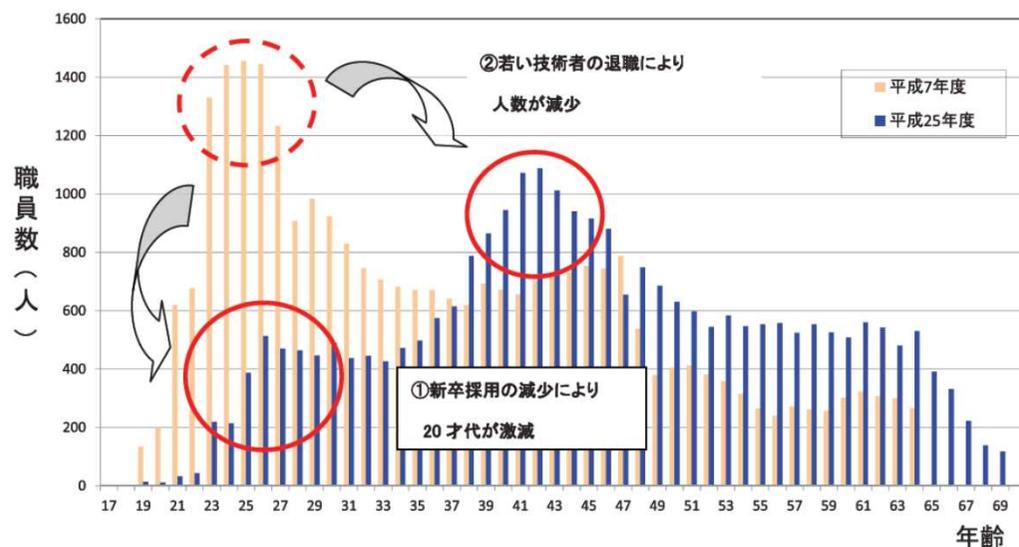
出所: 国土交通省「建設投資見通し」「建設関連業者の登録状況」
 注: 投資額については、平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し
 測量業、地質業、建設コンサルタントの登録者数には重複あり

背景② 技術者の高齢化

技術者の高齢化

技術者の平均年齢は、若手技術者の退職、新卒採用の減少により、上昇している。

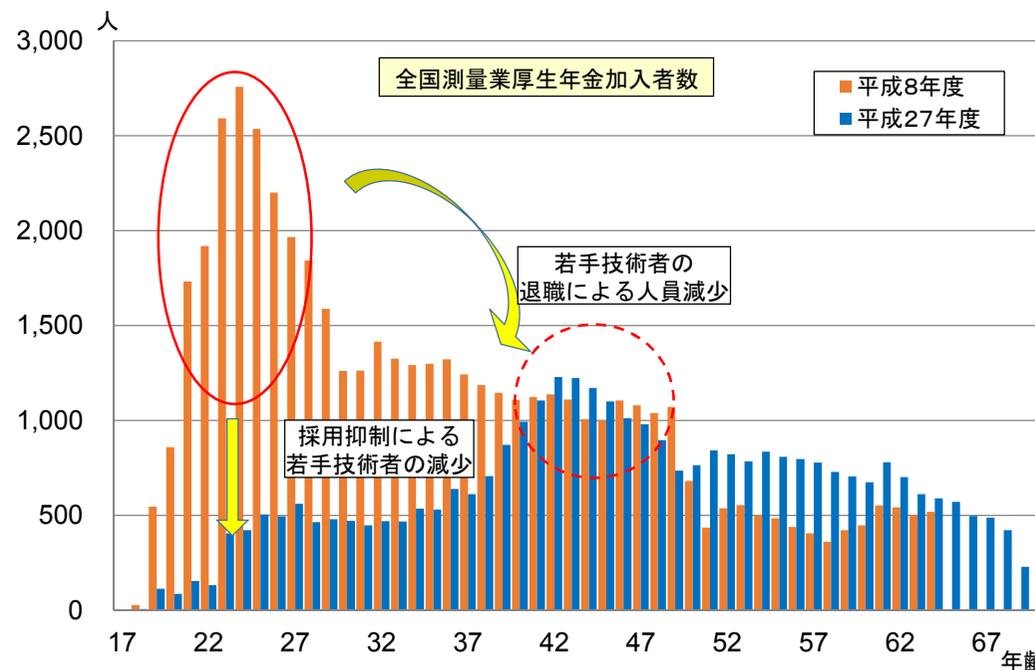
建設コンサルタント従業員の年齢構成



出典：建設コンサルタント厚生年金基金

（平成27年度建設コンサルタント白書 一般社団法人建設コンサルタンツ協会）

測量業従業員の年齢構成



（全国測量業厚生年金基金の資料より作成）

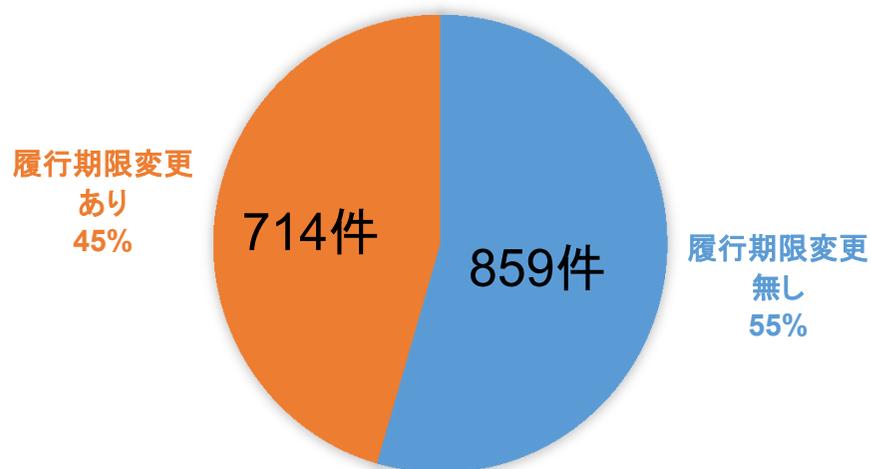
1. 履行期限の平準化

履行期間の設定(変更)状況

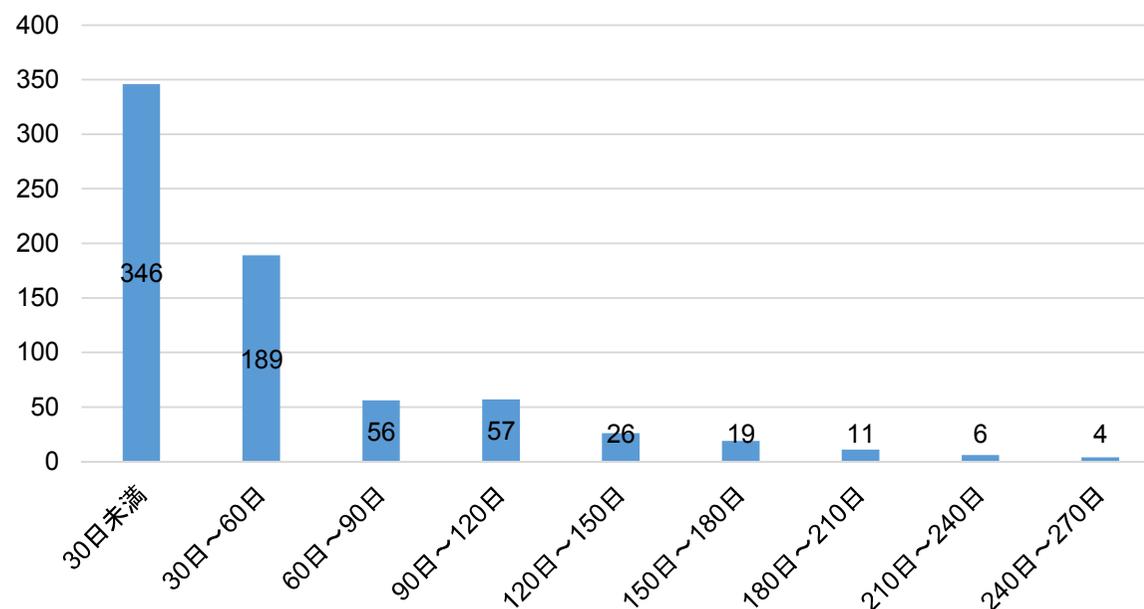
履行期間の設定(変更)状況

- 平成27年度契約の設計業務(プロポーザル除く)1,573業務を対象に履行期間の変更状況について調査。
- 履行期間が変更されたのは714件(全体の45%)。
- 延伸期間については、30日未満が346件、30日~60日未満が189件と大宗を占めている。

履行期間の変更割合(H27)



履行期間別の変更件数(H27)



履行期限の平準化①

設定状況

- 履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを当面の目標とする。

4月～12月 25%以上 (4月～12月の合計)

1月～2月 25%以上 (1月～2月の合計)

3月 50%以下

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

対象

- 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

実施状況

	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績
4月～12月	9.2%	14.3%	15.4%	10.2%	8.6%	8.4%
1月～2月	16.0%	21.7%	20.2%	20.4%	18.4%	21.6%
3月	74.7%	63.9%	64.4%	66.8%	63.3%	59.3%
繰り越し	—	—	—	2.6%	9.8%	10.8%

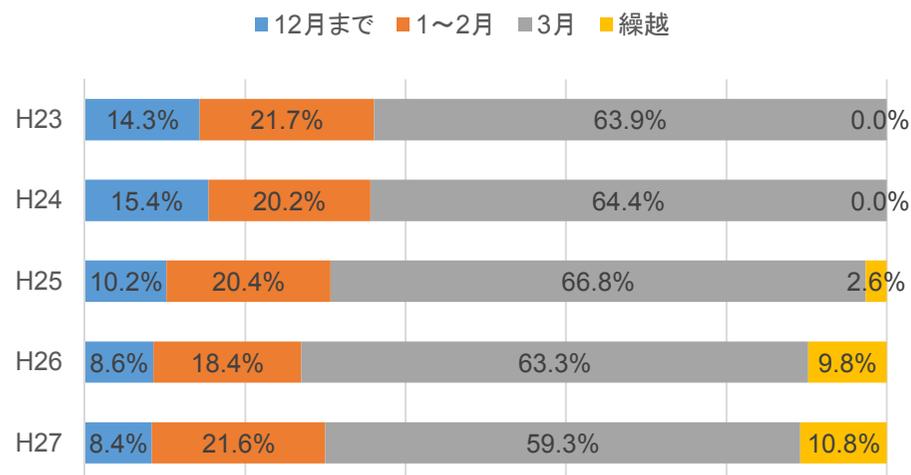
繰越ガイドブック(財務省(以下URL))を参考にしつつ、繰越制度を適切に運用することにより、繰越の割合は増加
<http://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/22guidebook/>

履行期限の平準化②

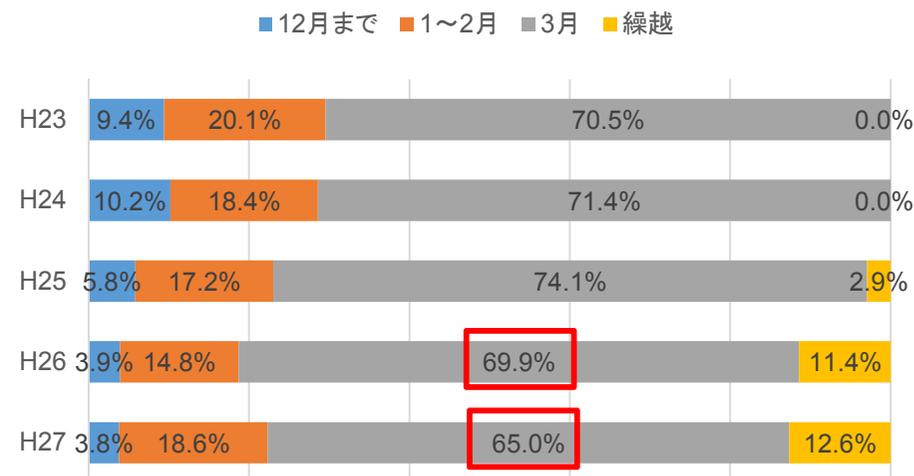
実施状況(業種別)

- 土木業務は、繰越の活用により、履行期限「3月」が減少傾向にあるが、当面の目標値を大きく上回っている。
- 測量業務及び地質業務は、履行期限「3月」が当面の目標値を達成している。

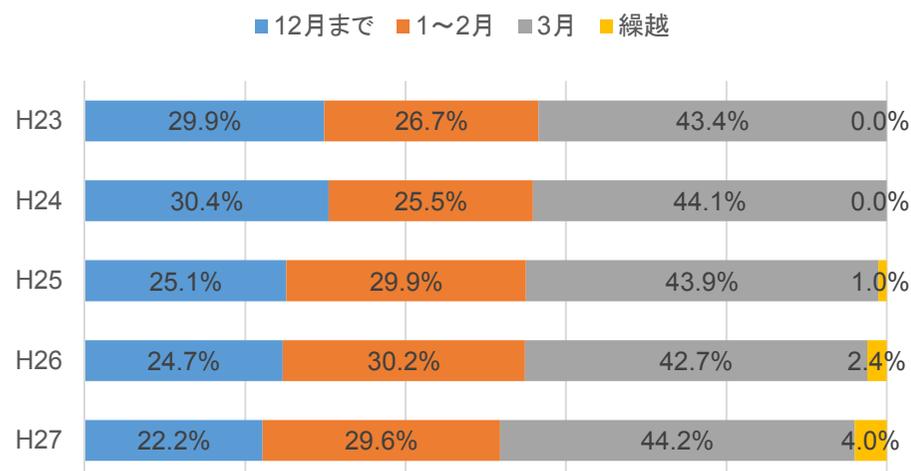
全業種



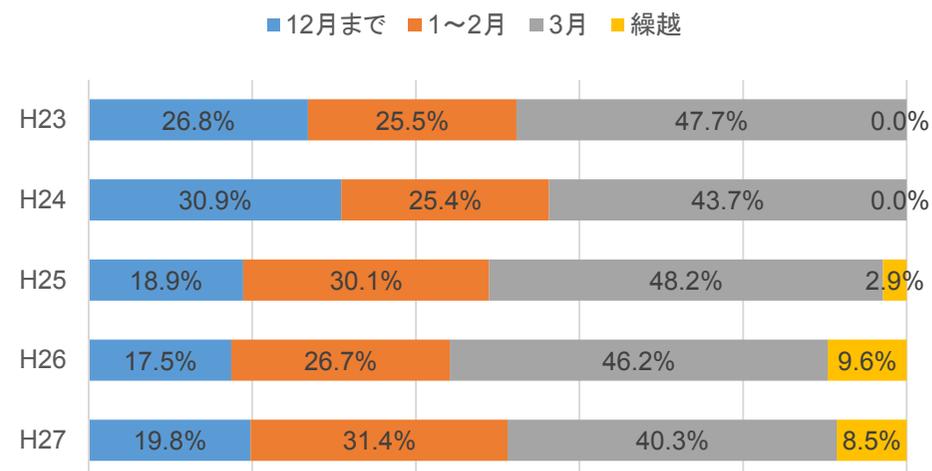
土木



測量



地質



履行期限の平準化の今後の方向性

改善のための状況把握

履行期限が3月に集中する要因について、以下を分析

- 契約時期と履行期限の設定時期の状況
- 履行期限の変更状況（変更理由・延伸期間・最終履行期限の時期）

想定される取組(案)

- 繰越制度（翌債）の活用
 - 業務内容の追加等を行う際の履行期限の延伸
 - 業務履行中に不測の事態が発生した場合の履行期限の延伸
 - 適正な工期を確保するため国債の活用
- 繰越制度(明許)の活用

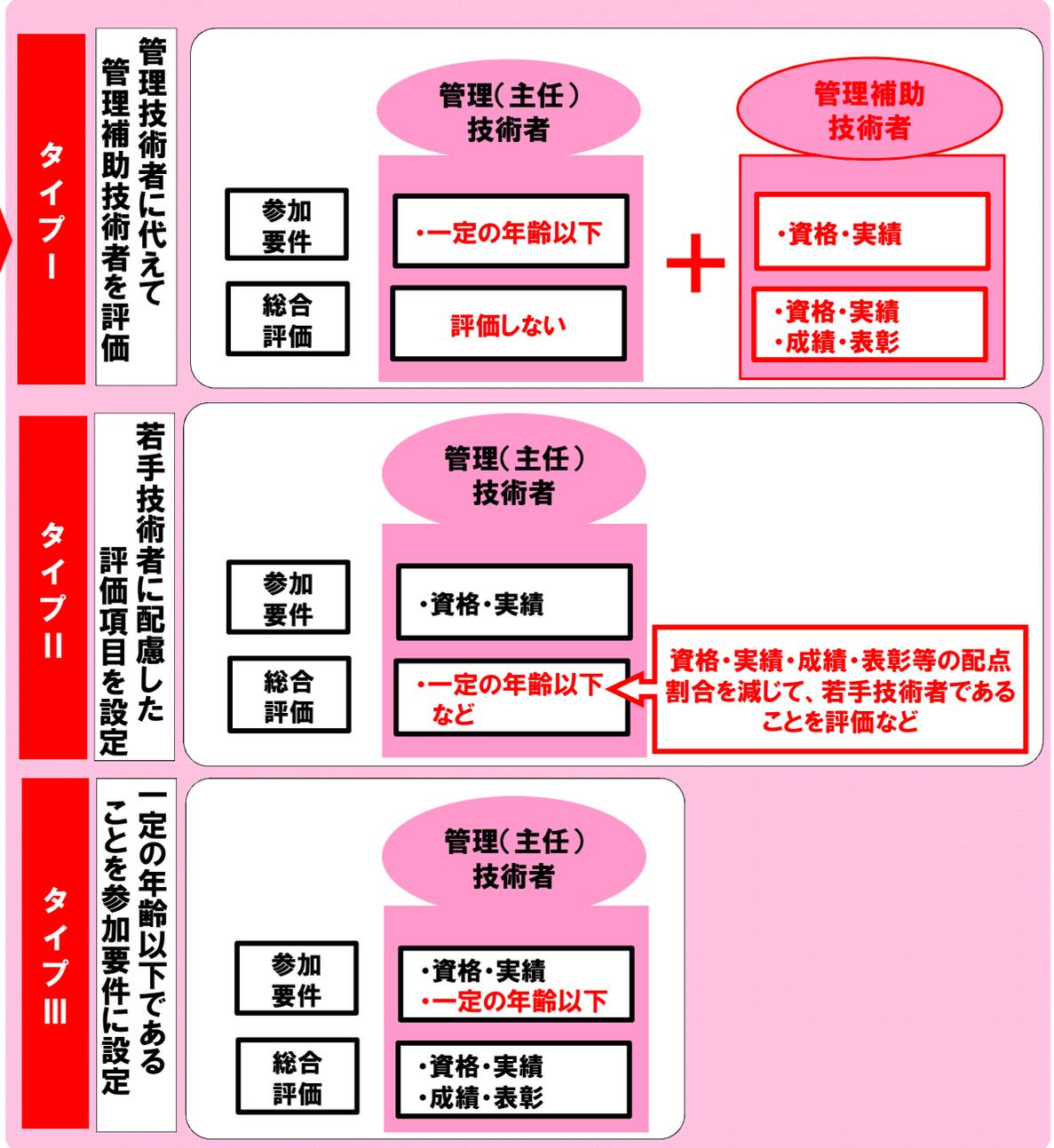
2. 若手・女性技術者の活用

若手・女性技術者の配置を促す入札契約方式①



若手技術者の配置を促進

女性技術者の配置を促進



若手・女性技術者の配置を促す入札契約方式②

各地方整備局における平成28年度の取り組み(総合評価落札方式で実施)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
タイプⅠ 管理技術者に代えて 管理補助技術者を評価							管理補助技術者 件数 287件			
タイプⅡ 若手技術者に配慮した 評価項目を設定	【評価項目】 資格・実績 成績・表彰 実施方針 ※成績・表彰の配点 割合の引き下げのみ 件数 40件	【評価項目】 資格・実績 成績・表彰 実施方針 若手技術者の 配置 件数 19件	【評価項目】 資格・実績 成績・表彰 実施方針 若手技術者の 配置 件数 16件	【評価項目】 資格・実績 成績・表彰 地域精通度 実施方針 若手技術者の 配置 ※自主的照査技術 者の配置を要件 件数 11件						
タイプⅢ 一定の年齢以下である ことを参加要件に設定									【参加要件】 資格・実績 45歳未満 ※担当技術者に 関する要件有り 件数 9件	
タイプⅣ 女性技術者に配慮した 評価項目を設定									【評価項目】 資格・実績 成績・表彰 実施方針 女性技術者の 配置 件数 4件	

若手技術者の
登用

女性技術者の
登用

☐ : 試行の取り組み内容

※ 件数は予定を含む
 ※ 評価項目の青字取り消し線は評価しない項目

※ 記載のほか、担当技術者に対する試行を実施

産休育休等に配慮した技術者評価の実施

配置予定技術者について、**出産・育児等で休業していた期間も考慮して評価**

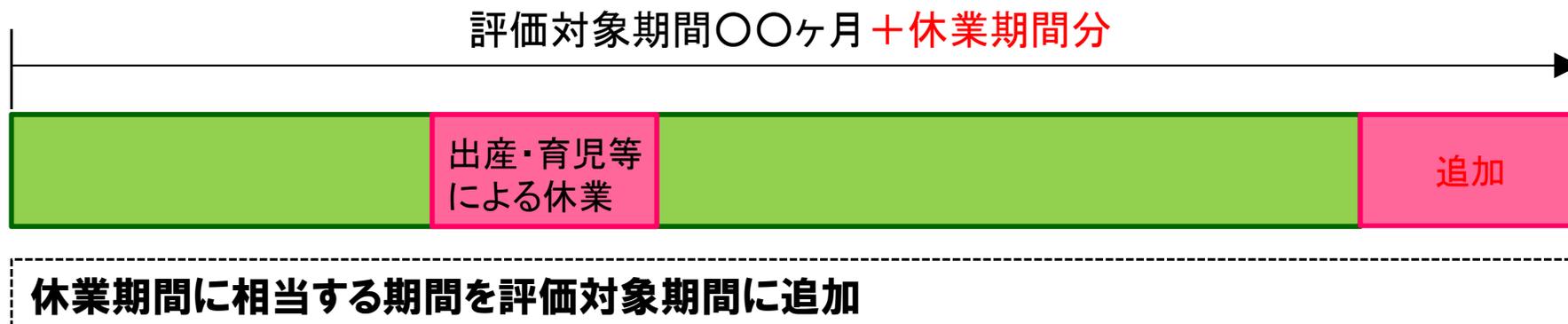
⇒ 一部地整において運用を開始、今後原則化

配置予定技術者が評価対象期間に出産・育児等で休業していた場合

■評価対象期間【改定前】



■評価対象期間【改定後】



今後の検討の方向性

- 若手・女性技術者の配置を促す入札契約方式の試行
 - ・ 試行の効果や影響などのフォローアップ
 - 試行対象の範囲・総合評価結果・技術者の配置状況・業務成績の取りまとめ
 - 受注者等への試行の評価・課題に対する意見徴収
 - ・ 試行を継続・拡大する目安の検討
- 産休育休等に配慮した技術者評価
 - ・ 産休育休等に配慮した技術者評価の実施を原則化